

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の療養期間および待機期間

1. 有症状者の療養期間

発症日を0日目として10日目かつ症状軽快日から72時間（3日間）経過

発症して症状（のどの痛み、頭痛、咳、鼻水、発熱など）が出た場合	発症日	1日目～5日目			症状軽快日	療養解除			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症して症状が長引いた場合	発症日	1日目～5日目			症状が長引いた場合	症状軽快日	療養解除		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
無症状者		検体採取日を0日目として7日間が経過した場合療養解除							

体調に変化が出現した日
(発熱がない場合含む)

発熱がなく、呼吸器症状が改善した日
(咳があっても軽快傾向なら可)

症状が出た場合、
最短でも10日の療養が必要です。

6日目時点で症状が軽快していなければ、軽快した日から72時間の療養が必要です。

2. 同居家族等の中で新たに発症者が出た場合の待機期間

【例：父が初発、続いて娘が発症した場合】

父※1 (陽性) 最初に感染	発症日	療養期間（9日間）※3							療養解除				
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目		
母※1 (陰性) 発症せず 社会機能維持者※4	※2 カウント開始	※2 カウント開始	待機期間		待機期間（4日間）		待機解除						
	0日目	1日目	改めて0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目					
娘※1 (陽性) 次に発症	※2 カウント開始	発症日	療養期間（9日間）※3							療養解除			
	0日目	1日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
息子※1 (陰性) 発症せず	※2 カウント開始	※2 カウント開始	待機期間		待機期間（7日間）		待機解除						
	0日目	1日目	改めて0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目		

令和4年3月22日更新

家族内で新たに感染者が出た場合、陰性者の待機期間のカウントは再度0日からとなります。

2歳未満は、マスクの着用なしでも可

- ※1 有症状の場合は症状が出た日を発症日0日目、無症状の場合は検体採取日を発症日0日目とみなします。
- ※2 待機日数は①感染者の発症日②感染者が無症状の場合は検査をした日③感染対策をとった日のいずれか遅い日からカウントします（この図では父が発症した翌日に感染対策）。また待機期間中に別の家族（娘）が発症すればその人の療養が必要となるほか、発症していない家族（母・息子）の待機期間のカウントがリセットされます。
- ※3 症状が軽快していなければ療養期間が延びる場合があります。
- ※4 社会機能維持者とは、高齢者施設職員・金融機関職員・運送業・警察・消防・保育所職員・児童クラブ職員等を指します。詳しくは京都市HPをご確認ください。 <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>